

## ○情報機器取扱内規

### (目的)

第1条 本内規は、「佛教大学情報セキュリティポリシー」に基き、佛教大学情報ネットワーク（以下「情報ネットワーク」という。）に関連する情報機器（ハードウェアおよびソフトウェア）の有効活用および資産の保全を目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本内規で取り扱う情報機器とは情報システム部（以下「システム部」という。）が設置した以下のもの、および本学情報ネットワークに接続することのできる個人の以下の(1)～(4)のものをいう。

- (1) パソコン（メモリー，ディスク，各種ボードを含む。）
- (2) パソコン用ソフトウェア（ワープロ，表計算など）
- (3) プリンタ
- (4) ネットワーク関連機器
- (5) サーバ

### (標準機種)

第3条 システム部は設置する情報機器，および本学情報ネットワークに接続することのできる個人の情報機器の標準機種を定める。

### (標準外機種の導入)

第4条 本学の情報システムを利用する通常業務を行なうことを目的として，前条で定めた以外の機種を導入する場合，情報システム部と相談の上，運用管理責任者の承認を必要とする。

### (ソフトウェアの標準設定基準)

第5条 情報システム部が設置した情報機器，および本学情報ネットワークに接続することのできる個人の情報機器の各種ソフトウェアの環境設定については可能な限り統一するものとし，情報システム部はOS，ソフトウェアごとに「標準設定基準」を定める。利用者は，本設定を変更してはならない。

- 2 情報システム部が提供した各種ソフトウェアの複製については情報システム部の許可を必要とする。個人目的などで本学のソフトウェアを複製することは禁止する。

### (遵守事項)

第6条 利用者は，本学が所有または管理する情報機器，または本学情報システムに接続する情報機器の利用に関して，次の各号を遵守しなければならない。

- (1) ネットワークを経由して，不特定多数の第三者が情報機器にアクセスできないようにしなければならない。
- (2) 当該情報機器にアカウントを有さない者に情報機器を使用させてはならない。但し，教育・研究上必要な場合など，運用管理責任者が特に認める場合を除く。
- (3) 当該情報機器の紛失または盗難が発生した場合は，すみやかにシステム部に届け出なければならない。また，個人情報が含まれる場合は総務課へ届け出

なければならない。

- (4) 当該情報機器を廃棄，あるいは譲渡する場合は，内部ハードディスクや不揮発性メモリに，個人情報等重要な情報が残留することのないように，専用ツールを用いて完全に消去するか，物理的に破壊しなければならない。
- (5) 当該情報機器の OS，アプリケーションを定期的に最新の状態にアップデートしなければならない（自動で最新の状態に更新されるように設定することが望ましい）。
- (6) 当該情報機器にアンチウイルス対策ソフトをインストールしなければならない。ライセンスの有効期間に注意し，ウイルス情報データベースは常に最新に保っておかなければならない。
- (7) 出所の定かでないソフトウェアをインストールし，使用してはならない。

（外部記憶媒体）

第7条 利用者は，外部記憶媒体（CD-ROM，USB メモリ，SDHC カード等）の利用に際して，次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者のファイルを保存した外部記憶媒体を放置してはならない。
  - (2) 放置してある，または出所が定かでない外部記憶媒体をパソコン等に挿入しアクセスしてはならない。そのような媒体を発見した場合は，情報システム部に届け出なければならない。
  - (3) 使用前にアンチウイルス対策ソフトのパターンファイルを最新の状態にし，外部記憶媒体のウイルスチェックを行ってから使用しなければならない。
  - (4) 使用済みの外部記憶媒体を譲渡，または廃棄する場合には，記録されていたデータが復元されることのないように，専用ツールを用いて消去するか，外部記憶媒体を物理的に破壊しなければならない。
- 2 学内の情報を外部記憶媒体や持ち運び可能な個人のパソコン，およびオンラインストレージサービスに記録する場合は，別表1の定めに基づかなければならない。

（改廃）

第8条 本内規の改廃は，情報システム委員会の議を経て，運用実施責任者が決定する。

附則

第1条 本内規は，平成29年4月1日から施行する。

第2条 本内規の施行に伴い，「ユーザ端末利用細則」（平成12年4月1日施行）は，廃止する。